

～保険部ニュース 2019 年 1 月号～

皆さんは「難病法による医療費助成制度」についてご存じでしょうか？

<はじめに>

平成 26 年 5 月に難病の患者に対する医療等に関する法律（以下難病法）が成立し、平成 27 年 1 月 1 日から施行されました

難病法は、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます）の患者に対して必要な事項を定め、良質かつ適切な医療の確保及び患者の療養生活の質の維持を図ることを目的とします。

- 法律が制定されたために、難病法では以下のような新しい言葉を使用しています。

指定難病：医療費の助成対象となる 331 疾患。

特定医療費：指定難病にかかる医療費。

指定医療機関：指定難病の治療を行う医療機関等として都道府県により指定されている医療機関等。

特定医療：指定難病の認定を受けた方に対して指定医療機関が行う医療等。



<対象者>

- 1.千葉県内にお住まいの方（住所登録をしている方）
- 2.指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしている者
- 3.指定難病の診断を受けており国の定めた病状の基準を満たしていない場合であっても、申請月以前の 12 月以内に医療費が 33,330 円を超える月数が 3 月以上ある者

<特定医療費の支給額>

- 公費負担費用は、所得等により個人差があります。

特定医療費の支給について詳細は以下をご参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/alle-nan/nanbyouiryouhou/documents/outline.pdf>

以上、千葉県 HP「指定難病医療費助成制度について」より抜粋

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/alle-nan/nanbyouiryouhou/>

ご質問がありましたら保険部・多田（chiba_ot@yahoo.co.jp）までご連絡下さい。